

2021年6月28日

株式会社共和コーポレーション

代表取締役社長 宮本 和彦

問合せ先： 取締役経営企画室長兼経理部長 澤田 亮

TEL:026-227-1301(代)

証券コード：6570

<https://www.kyowa-corp.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業理念として①「顧客満足の楽しみ」②「一生懸命の楽しみ」③「実践と行動の楽しみ」の「三つの楽しみ」を掲げております。

この企業理念実現のため、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーの信頼に足る経営を実現し、経営の迅速性、正確性及び公正性が企業の姿勢として求められているものと認識しております。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るとともに企業価値の継続的な向上を実現して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1—2④】議決権の電子行使を可能とするための環境作り

当社は、議決権電子行使プラットフォームに関しては、機関投資家等の株主構成を踏まえ、今後、実施時期等具体的な導入を検討して参ります。また、招集通知の英訳等についても、海外投資家の比率等も踏まえ、実施時期等具体的に導入を検討して参ります。

【補充原則3—1②】英語での情報開示・提供

当社は、英語での情報開示については、今後、海外投資家の比率等も踏まえ導入を検討して参ります。

【補充原則4—1②】株主に対する中期経営計画のコミットメント

当社は、社内での活用を前提とした中期経営計画を策定しておりますが、公表はしておりません。毎期策定した中期経営計画を取締役会において承認し、その執行状況について監督しております。

【補充原則4—1③】取締役会の後継者計画への主体的関与

取締役会は、代表取締役等の後継者候補となる人材は重要な役職に登用し、当社の経営に関与させることで重要な経験を積ませるほか、外部機関の研修等を通じて企業経営に必要な資質を培わせ、そ

の中から、独立社外取締役や監査等委員会の意見を反映させて後継者を指名する体制を整えております。

【補充原則 4—10①】 任意の指名・報酬に係る独立した諮問委員会設置

当社は、独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役の指名・報酬等の特に重要な事項を取締役会に上程するにあたっては、監査等委員会（構成員 3 名中、3 名が社外取締役）と事前協議の場を設け、適切な関与・助言を得ております。

【補充原則 4—11③】 取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要

毎年度、各取締役の自己評価等も参考に、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、翌年度の取締役会運営に生かして参ります。上記結果の開示については、今後検討して参ります。

【原則 5—2】 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、社内での活用を前提とした中期経営計画を策定しておりますが、公表はしていません。今後は、資本コストの考え方とともに、事業ポートフォリオの見直しや設備投資・人材投資等経営資源の配分について、株主総会等を通じて株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

【原則 1—4】 政策保有株式

（１）政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式について、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、保有しないことを基本方針としております。なお、現時点において、政策保有株式として上場株式を保有していません。今後、保有する場合においては、縮減に関する方針・考え方を開示して参ります。

（２）政策保有株式に係る議決権の行使基準

当社は、政策保有株式を保有していないことから、政策保有株式に係る議決権の行使について基準を定めておりませんが、今後、保有する場合においては、当該基準を策定・開示して参ります。

【原則 1—7】 関連当事者間の取引

（１）関連当事者取引等の実施に対する基本方針

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して妥当であるか等に特に留意して、取締役会の決議により行う方針であります。

（２）関連当事者取引等の適正性を確保するための体制

当社では、関連当事者取引管理規程に基づき、取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性等を検討したうえで、取締役会の承認を得ることとしております。また、毎事業年度末に、取引の適正性を確認する体制を構築しております。

【原則 2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、特定の企業年金基金に加入していませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度（401k）を導入しております。運用期間・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い運用の確認を行っております。

【原則 3－1】情報開示の充実

（1）経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等については当社ホームページ、決算説明資料等で開示しております。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「基本的な考え方」に記載しておりますが、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るためには、情報開示は重要な経営責任の一つであると認識し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対し正確な情報を迅速・公正に伝達することを方針としております。

（3）取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役の報酬等に係る決定方針は「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りであります。

（4）取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補、監査等委員候補の選任と指名については、当社の経営理念、経営方針に対する理解があることに加え、経験、人格、見識、能力等を考慮し、監査等委員会との協議のうえ取締役会において十分に審議し、決議を経て株主総会に議案を上程しております。

（5）取締役・監査等委員候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

個々の選任・指名理由の説明については、株主総会招集通知に記載する方法により開示しております。

【補充原則 4－1 ①】取締役会の経営陣に対する委任の範囲

当社では、規程により経営陣の職務権限の範囲を定めておりますが、法令及び定款に定められた範囲において、取締役会の決議により重要な業務執行の全部または一部を経営陣に委任することができるものとしております。また、取締役会は各取締役の業務執行を監督する義務を有し、各取締役より適時に報告を受けることとしております。

【原則 4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、東京証券取引所が定める基準を満たすことに加え、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した中立的な立場の社外取締役から選任しております。

【補充原則 4—11①】取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、取締役会メンバーは、当社の業務に精通し深い知見を備えた実行力のある業務執行取締役と、高度な専門性を有し豊富な経験と幅広い知識から経営に対し監督・助言ができる非業務執行取締役で構成し、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況に鑑みて対応することが必要であると考えております。

現在は4名の取締役（監査等委員を除く。）と3名の社外取締役である監査等委員により適正なバランスで取締役会を構成しており、いずれも業務に精通し深い知見と、財務・会計、リスク管理およびコンプライアンス等に関する知識、経験、専門性を有しておりますので、取締役会はバランス良く構成されているものと考えております。

【補充原則 4—11②】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

現在は、非常勤の社外取締役1名が他の上場会社の役員を兼任しておりますが、当社社外取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力は確保されているものと考えております。

なお、兼職状況については「株主総会招集通知」「有価証券報告書」等の開示資料にて毎年開示しております。

【補充原則 4—14②】取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役には、店舗視察を行う機会を提供するなど当社の事業の理解を深めていただくとともに、新任取締役においては社外研修会に参加し、取締役として遵守すべき法的な義務や責任、役割についての理解を深めております。また、コンプライアンスやガバナンス等に関する必要なトレーニングや研修の機会を提供しておりますほか、関連の月刊誌や法律実務書等の購読により経営レベルの向上を図っております。

【原則 5—1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに検討しております。また、株主との建設的な対話を促進するための方針については次の【補充原則 5—1 ①及び②】記載の通りです。

【補充原則 5—1 ①】株主の対応者

合理的な範囲内で、取締役等が対話（面談）に臨み、IRを担当する経営企画室副室長が補助しております。

【補充原則 5－1 ②】株主との建設的な対話を促進するための方針

- (1) 株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな情報開示を行い、コミュニケーションを重視するよう代表取締役社長自らが面談に臨むことを方針としております。
- (2) 経営企画室が中心となって IR を担当しておりますが、決算開示資料の作成、株主向けの当社 WEB ページの運用等、経理部、人事総務部等の関連部署と連携を取りながら、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めております。
- (3) 個別面談以外にも、当社 WEB サイトにおける決算説明資料の開示や投資家説明会の開催等を実施しております。
- (4) 対話において把握された意見等については、取締役会及び経営会議に情報提供するほか、株主・投資家との対話に反映させ、内容の充実を図っております。
- (5) 株主・投資家との対話に際しては、「インサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理を強化・徹底し、株主間の平等を図るよう対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ユーミーコーポレーション	2,260,000	38.14
宮本 早苗	803,000	13.55
宮本 和彦	515,000	8.69
共和コーポレーション従業員持株会	240,000	4.05
株式会社北陸銀行	100,000	1.69
株式会社八十二銀行	100,000	1.69
長野信用金庫	100,000	1.69
武田 智徳	61,600	1.04
小林 光	39,650	0.67
櫻井 孝紀	31,050	0.52

支配株主名	宮本 早苗
-------	-------

親会社の有無	なし
親会社の上場取引所	なし

補足説明

株式会社ユーミーコーポレーションは代表取締役社長宮本和彦及び専務取締役宮本早苗の資産管理会社であり、宮本和彦、宮本早苗及びその近親者で全株式を保有しております。

2020 年 4 月 21 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020 年 4 月 15 日現在、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社が 223 千株を所有している旨が記載されていますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して当社取締役会の決議により行い、少数株主の保護に努めて参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芹沢 清	他の会社の出身者											
岡本 俊也	公認会計士											
中畠 実香	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関 する補足説明	選任の理由
----	----------	------------------	-------

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

芹沢 清	○	—	公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を持ち、上場会社での長年の内部監査業務実績を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断致しました。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。
岡本 俊也	○	—	公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識に加え、他上場会社での社外取締役等も歴任されていることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断致しました。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。
中畠 実香	○	—	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点を当社の監査・監督に活かすことにより、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断致しました。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

補助者として専属または他部署と兼務のスタッフは置いておらず、取締役会事務局である人事総務部が常勤監査等委員の要請に基づく資料の準備、非常勤監査等委員との連絡など限定的な範囲で監査等委員会を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は監査の実施にあたり、会計監査人、内部監査部門である監査室と定期的な意見交換を行っております。また、監査室と連携して現場で監査に立会い、情報の共有、監査結果の報告を受けること等、必要な連携を図っております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。
また、当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとして、社内取締役（非常勤取締役を除く。）を対象に譲渡制限付株式報酬を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めるため、取締役（代表取締役社長、専務取締役、非業務執行取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対し新株予約権(ストックオプション)を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、開示しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年2月15日開催の取締役会において、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役（監査等委員である取締役は除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の決定に関して、下記の通り決議しております。
(1) 基本方針 当社の取締役の報酬は、業績や持続的な企業価値向上を考慮し、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能するとともに、業務執行の適切な監督によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体

系とすることを基本方針とする。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、非常勤取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- (2) 取締役の個人別の金銭報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、各取締役に期待される役割と責任を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- (3) 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、固定報酬額部分の10%を基準としており、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定するものとする。

なお、株式報酬の支給期間は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、対象取締役は常勤取締役とする。

- (4) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、月額固定報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。

また、常勤取締役に対する株式報酬の報酬構成の割合は、固定報酬額部分の10%を基準とする。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、監査等委員会と事前協議のうえ、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、取締役会にて決定するものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議による総額報酬の限度内において、会社の業績見通し・経営内容・経済情勢等を考慮のうえ、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役(監査等委員)のサポート体制】

当社の監査等委員3名はいずれも社外取締役であります。うち1名は常勤であり、非常勤社外取締役と適時に情報共有を行うことで連携を密にしているほか、取締役会事務局である人事総務部が取締役会資料の事前配布、必要に応じて事前説明を行うなどの対応を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下の通りです。

- (1) 取締役会

取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた取締役の業務執行状況を監督しております。

(2) 監査等委員会

委員会のメンバー3名はいずれも社外取締役であり、全員が独立役員です。

毎月1回監査等委員会を開催するほか、重要な会議に出席し、必要な意見の表明を行い、業務執行の監査を行っております。また、監査室、会計監査人との連携や意見交換を行っております。

(3) 経営会議

当社では、迅速な経営判断を行うために、常勤監査等委員を含む常勤取締役、執行役員をもって構成される経営会議を毎月開催し、取締役会に付議する事項を含む重要な業務執行事項について、その方向性や方針の確認等の意思決定プロセスを含めて協議し、経営課題の認識共有を図るとともに、業務執行組織の長である代表取締役社長に適切な助言を行っております。

(4) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスの不徹底が当社の経営基盤を揺るがしかねないことを強く認識し、誠実かつ公正な企業活動を推進するため、コンプライアンス委員会により組織横断的な取り組みを図っております。委員長は代表取締役社長が務め、経営会議のメンバーによって構成され、コンプライアンスに関し審議するとともに必要に応じて指揮・指導しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、一方で業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、社外取締役の機能を十分に活用できる監査等委員会設置会社を選択しております。監査等委員は取締役会において取締役としての議決権を有しており、機動的に監査機能を発揮して適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。また、経営会議を通じた経営課題の認識共有、コンプライアンス委員会を通じた組織横断的な取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化に努めております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、決算の早期化により、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日と予測される日を避けて株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、議決権電子行使プラットフォームも含め株主の議決権行使環境の向上を検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては現状実施しておりませんが、今後、機関投資家等の株主構成も踏まえ、議決権行使環境の向上を検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の海外投資家等の株主構成も踏まえ、導入を検討して参ります。
その他	今後、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組みを検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社 IR サイトに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施予定ですが、詳細は今後検討して参ります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算説明会及び年度決算説明会を動画配信にて開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家等の比率も踏まえ、開催を検討して参ります。	
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイトに掲載しております。	

IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。
-------------------	-----------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程においてコンプライアンスに関する体制及びその遵守方法について定め、確固たる企業倫理を確立し、これを着実に実践していくことで、当社の社会的責任を健全な業務運営を通じて全うすることを目的としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域のスポーツ活動に積極的に参画し、野球とボウリングの振興を図ることを中期経営計画の戦略といたしております。 また、地域貢献活動の一環として、長野市に拠点を置くプロスポーツチーム「信濃グランセローズ（野球）」および「AC 長野パルセイロレディース（サッカー）」のオフィシャルスポンサーとして助成を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、お客様、株主・投資家、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社への理解を深めていただき、当社の企業価値を正しく評価していただくために、透明性、公正性、継続性を基本に、金融商品取引法及び上場証券取引所の定める法令・規則を遵守し、企業活動に関する会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めることを基本方針としております。 また、開示する情報は、定められた適時開示手続きを経て開示を行い、開示した情報は、速やかに当社 WEB サイトに当該情報を掲載しております。なお、法令等の要件に該当しない場合であっても、当社を理解していただくために有効と判断した情報については、積極的に公平・公正かつ適時に開示しております。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・プログラムにおいて定めた行動規範の社内周知を図り、併せてコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを継続的に整備し、役職員全員に交付することにより法令等遵守の徹底を図ることとしております。

役職員の教育等は、人事総務部が実施するものとし、内部統制室が内部統制規程に基づき業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、監査室が内部監査規程に基づき業務執行の適法性を監査することとしております。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に対し報告されるものとしております。法令上の疑義のある行為等については法務部門を担当する人事総務部により顧問弁護士の見解を徴したうえで判断するものとしております。

(2) 取締役の業務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理しております。

(3) リスク管理体制

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社が業務上抱える管理すべき5種類のリスク、即ち①経営リスク②法務リスク③財務リスク④ゲーム機リスク⑤オペレーショナルリスクの各種リスクの特性を正しく認識し、リスクの種類に応じて規程等を整備することにより、適切な内部管理を継続して実施しております。

また、管理すべきリスクの区分ごとに所管部署を定め、的確に把握・管理しその状況と問題点及びその対応方針を、リスク統括部署である経営企画室経由で取締役会に報告・付議しております。

経営企画室は、当社全体のリスク統括部署として、経営に付随するすべてのリスクを的確に把握・管理する責任を負うとともに、各部署からリスク管理関連報告を徴求し、各部署に対して規程・職務権限等について改善を要請することができることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、意思決定ルールを明確にしております。また、取締役会による年度経営計画及び中期経営計画の策定とこれに基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及び月次、四半期業績管理を実施するほか、経営会議の開催による情報共有、意見交換体制の充実により、取締役の職務執行の効率化を図っております。

当社は、当社東京支店において架空循環取引の疑いについて2019年12月26日付で第三者委員会を設置し、2020年3月13日付で第三者委員会から受領した調査報告書においては、当社東京支店におけるアミューズメント機器販売事業の中古ゲーム機販売において、架空循環取引が行われていた旨の調査結果が報告されました。

当社は、第三者委員会による再発防止策についての提言等を踏まえ、2020年3月13日付で過年度の財務諸表の訂正を行い、当社における関係者の処分及び再発防止策を公表致しました。

再発防止策については、すべてについて2020年5月末までに具体的な行動に移し、毎月開催の経営会議において進捗管理を行って参りました。引き続き、お客様、株主・投資家、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの信頼回復を目指し、再発防止策を踏まえた内部統制システムの改善を進めて参ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長宮本和彦を中心にコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、「コンプライアンス・プログラム」において、役員及び従業員の行動規範を整備し、その方針の一つとして、反社会的勢力との関係断絶を掲げております。具体的には、①法律知識と強い正義感をもち、違法行為や反社会的勢力に関わらないように、常に良識ある行動に努めること②反社会的勢力とは一切関係を持たず、それらから不当な要求を受けた場合は毅然とした態度で対応することを宣言しております。

その具体的な対応策として、当社は公益財団法人長野県暴力追放県民センターの賛助会員として、従業員を当該センターが開催する不当要求防止責任者講習会に参加させ、また配布された資料等を社内掲示或いは回覧しております。さらに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家と連絡を取り、早期相談を行うよう指導もしております。

また、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、特に店舗において「コンプライアンス・マニュアル」「反社会的勢力対応基準」「店舗利用約款」を通し、反社会的勢力との関係を持つことを禁ずる教育等の継続的な活動を行っております。

販売部門、広告営業部門、購買部門及び事務部門においては、新規に取引を開始する際には反社会的勢力について、日経テレコンや検索エンジンによる検索により調査を行い、既存取引先についても、年1回継続的に同様のチェックをしております。

本社及び東京支店へは、「面会票」や「不当要求対応記録」を備え、反社会的勢力に対する対応要領を配布し、周知徹底を図っております。

株主については、中間及び年度末に確定する株主名簿をもとに株主の状況を確認しております。属性が不明な株主については、株主名簿管理人を通じて身元確認をするとともに、専門調査機関を利用して確認を行っております。

役員、従業員に対しては、反社会的勢力との関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書を提出してもらうこととしております。また、役員に関してはさらに日経テレコンによる記事検索及びインターネットの検索によるチェックも実施しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

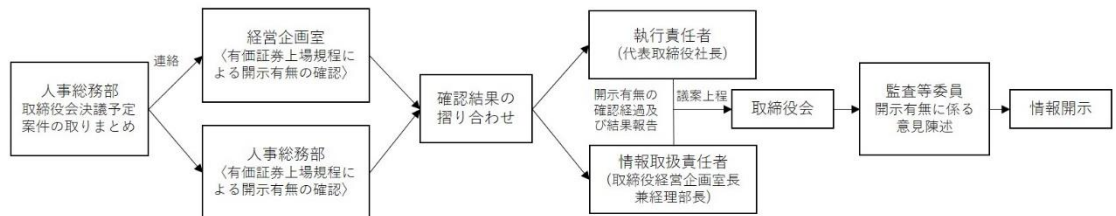
—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

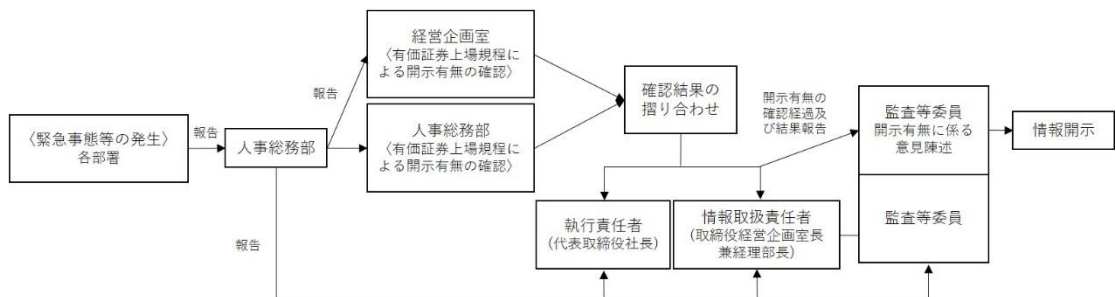
—

【適時開示体制の概要（模式図）】

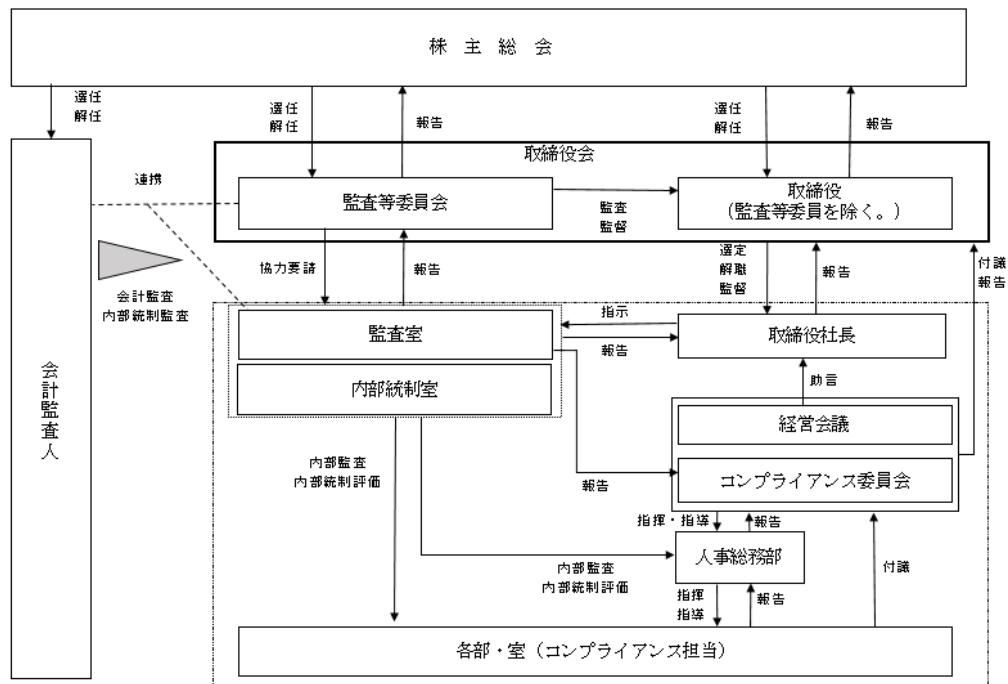
〈当社に係る決定事実・決算に関する情報等〉



〈当社に係る発生事実に関する情報〉



＜会社の機関・内部統制の図＞



以上